

会 員 各 位

会津喜多方商工会議所
会 頭 佐 藤 富次郎
(公 印 省 略)

「令和6年能登半島地震」災害義援金募金へのご協力方お願い

平素より当所事業運営にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承の通り1月1日、石川県能登地方を震源とする非常に強い地震が発生し、被災地では未だ余震が続き、能登地方を中心とする被害が多大な地域においては、身の安全確保や生活の維持が最優先であり、被害の全容把握や本格的な事業活動再開には一定の時間を要するものと思われまます。主要産業の拠点打撃を受け、被災地を越えて全国的なサプライチェーン等への影響など、石川県、富山県をはじめとする北陸経済のみならず、わが国経済への影響も大きく懸念されます。

このような中、日本商工会議所では、一日も早い復旧・復興を後押しすべく、被災事業者の事業再開や、被災商工会議所の再建、観光回復等に係る事業に活用していただくべく全国の商工会議所に対し義援金の募集を開始いたしました。

つきましては、当所においても呼応する形で、下記の通り義援金募金の取りまとめを実施いたしますので、出費ご多端の折、誠に恐縮に存じますが、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご賛同いただける場合は、大変お手数ですが、別紙によりFAX等でお申込みいただき、指定期日までのお振込についてご協力をお願い申し上げます。

記

1. 義援金額 1口 5,000円より
2. 申込期限 令和6年2月20日(火)
3. 送金期限 令和6年2月22日(木)
4. 送金先 指定口座：東邦銀行喜多方支店
普通預金 No.2495
口座名義：会津喜多方商工会議所 会頭 佐藤 富次郎
※誠に恐れ入りますが、振込手数料は貴社にてご負担願います。
5. その他 義援金は当所にて取りまとめ、日本商工会議所へ送金いたします。
6. 税法上の取り扱い
○法人：法人税法第37条第1項により損金算入(損金算入限度額超過分は不算入)
【損金算入限度額の計算式／一般寄付金としての扱い】
限度額 = $(A \times \text{事業年度月数} / 12 \times 2.5 / 1000 + B \times 2.5 / 100) \times 1 / 4$
A：期末資本金の額等 = 期末資本金額 + 資本準備金額
B：所得金額 = 法人税申告書別表四 仮計の金額 + 支出寄付金の額 <注>
<注>所得金額は支出した寄付金額を損金に算入しないものとして計算する。
○個人：所得控除されません(認められません)

【本件に関するお問い合わせ】

会津喜多方商工会議所(総務課：五十嵐)

〒966-0827 喜多方市字沢ノ免7331 TEL 0241-24-3131/FAX 0241-25-7171

「令和6年能登半島地震」災害義援金申込書

令和6年 月 日

義援金の趣旨に賛同し、以下のとおり送金いたします。

1. 義援金額 5,000円× 口: 金 円 也

2. 貴社名

3. ご住所 〒

4. 代表者役職・お名前

5. ご担当者お名前

6. 電話番号

7. 振込予定日 月 日

※ご連絡いただいた情報は、義援金の募金の目的以外には使用いたしません。

※領収書は、義援金をお振込みいただきます際の控えをもって代えさせていただきます。

【ご参考】

国または地方公共団体に対する寄附金については、個人において一定の金額の所得控除が可能なほか、法人において全額の損金算入が可能です。一定の金額の所得控除や全額の損金算入を希望される場合は、国または地方公共団体（区市町村）への募金をご検討いただけますと幸いです。